

## 市の相談窓口

### 人権相談

20(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)  
市役所4階  
広聴・市民生活課 ☎72・3191

### 行政相談

15(木)13時30分～16時 市役所1階  
広聴・市民生活課 ☎72・3191

### 弁護士無料法律相談

7(水)・21(水)13時30分～15時30分  
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)  
広聴・市民生活課 ☎72・3191

### 家庭生活相談と女性相談

6(火)・13(火)・20(火)10時～15時 市役所1階  
【女性限定】27(火)13時～16時 市役所1階  
※お困りの方に生理用品をお渡しします  
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区  
広聴・市民生活課 ☎72・3227

### こども・ひとり親相談

平日9時～16時  
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

### 住民よろず相談

火曜13時～16時(受付15時まで)  
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220  
毎月第3木曜13時～16時(受付15時まで)  
厚田保健センター ☎78・2521  
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

### ジョブガイドいしかり

平日9時30分～17時  
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)  
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)  
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

### 消費生活相談

平日10時～16時  
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

### 特別支援・不登校相談

平日9時～15時45分(金曜は14時45分まで)  
教育支援課 ☎76・8000

### 65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。  
平日9時～17時  
南地域包括支援センター ☎73・2221  
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371  
北地域包括支援センター ☎75・6100  
厚田区 ☎78・1030  
浜益区 ☎79・5111

## その他の相談窓口

### 年金相談 ※窓口相談のみ

平日8時30分～17時15分  
毎月第2土曜 9時30分～16時  
街角の年金相談センター麻生  
☎0570・05・4890(予約専用)

### ひきこもりや不登校などに関する相談

平日10時～19時  
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

### 広報いしかりをスマホでも!

「カタログポケット」で電子版の  
広報いしかりを配信中。写真をカラーで  
楽しめるほか、読み上げ機能も!  
10言語に対応しています。



## 年金生活者支援給付金

前年の公的年金などの収入と  
そのほかの所得額が一定額以下  
の方には、年金生活者支援給付金  
が支給されます。10月分からの令  
和4年度に新たに対象となる方  
には、日本年金機構より請求案内  
が送付されます。同封の申請はが  
きを郵送してください。※8月に  
受給している方は申請不要

### 対象

① 65歳以上の老齢基礎年  
金受給者で年金収入額とその他か  
の所得額の合計が約88万円以下  
かつ世帯全員が市町村民税非課税  
② 障害基礎年金・遺族基礎年金  
受給者で前年所得が約47.2万  
円以下

※請求案内が未着でも4月以降

の世帯状況の変更などで対象と  
なる場合あり。要問合せ

### 申込期限

30日(金)

※12月末までの手続きで10月分  
から支給。1月以降は翌月分から支給

### 問合せ

給付金専用ダイヤル  
☎0570・05・4092

## 外国人雇用セミナー

円滑に外国人人材を確保するた  
め、日本の現状や基礎的な在留  
資格制度のほか、具体的な受け  
入れ方法、定着のための環境整  
備などについてお話しします。個  
別相談もあり。

### 対象

外国人材の採用経験がな  
い、または新たな採用ルートの開  
拓を希望する市内事業者など

### 日時

30日(金)14時～16時

場所 石狩商工会館(花川北6・1)  
定員 20社程度

### 申込期限

22日(木)

申込・問合せ 商工労働観光課  
☎72・3166

## 学校開放後期利用申込

対象 市内在住、在勤、在学の方  
が10人以上(浜益区は5人以上)  
の団体 ※20歳以上の責任者が  
1人以上いること  
期間 11月1日(火)～令和5年4  
月30日(日)

### 場所

市立学校体育館

### 費用

1時間700円

### 申込方法

申込用紙(市HPか  
ら入手可)を提出

### 申込期間

1日(木)～20日(火)

※必着。厚田・浜益区は使用日の  
7日前まで

### 申込・問合せ

(公財)石狩市体育  
協会 ☎061・3218 花畔337・4

厚田生涯学習課 ☎78・2250  
☎64・1220  
浜益生涯学習課 ☎79・2114

## いしかり地域応援商品券 の販売期限

石狩市プレミアム付商品券「い  
しかり地域応援商品券」の購入  
を希望された方へ、6月中旬に  
「購入引換券」を郵送していま  
す。販売期限は30日(金)。忘れずに  
購入してください。

### 販売時間

平日9時～17時

### 販売場所

市内14郵便局  
(簡易郵便局除く)

問合せ 商工労働観光課  
☎72・3166

使用期限は  
10/31(月)  
です!



## 総務大臣表彰

平成19年から行政相談委員と  
して活動する砂子タケ子さんが  
その功績を認められ、総務大臣  
表彰を受けました。

問合せ 広聴・市民生活課  
☎72・3191



# 住宅改修による家屋の固定資産税減額措置

次の要件に適合する住宅の改修工事を行った場合、翌年度(1年間)の住宅の固定資産税が減額されます。

## 省エネルギー改修を行った住宅

### 要件

- H26/4/1以前に建築
- 改修後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ※①
- 次の改修工事に該当するもの
  - 1) 窓の断熱性を高める改修工事(省エネ建材等級4つ星以上必須)を実施
  - 2) 1の改修と併せて行う天井、壁または床の断熱性を高める改修工事(過去に省エネルギー改修の軽減を受けている場合は対象外)
  - 3) 1または2の工事と併せて、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事を行うもの
- 省エネルギー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が次の要件を満たすもの
  - ・1または2の場合、費用が60万円を超えるもの
  - ・3の場合、1または2の費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事と併せて60万円を超えるもの

### 減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に3分の2(省エネルギー改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類	●熱損失防止改修住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②	●省エネルギー改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
	●住民票(コピーも可)	●補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類
	●増改築等工事証明書など ※③ (H29/3/31以前の場合は、代わりに熱損失防止改修工事証明書)	
	●省エネルギー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真	

## バリアフリー改修を行った住宅

### 要件

- 新築から10年以上が経過
- 65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住
- バリアフリー改修後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ※①
- 廊下の拡幅、階段の傾きの緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床段差の解消、床の滑り止め、扉の改良などを実施
- バリアフリー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

### 減額の範囲

1戸当たりの床面積100㎡を限度に3分の2に減額

申告書類	●住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書 ※②	●バリアフリー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
	●住民票(コピーも可)	●補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類
	●年齢や介護、障がいなどを証する書面	

## 耐震改修を行った住宅

### 要件

- S57/1/1以前に建築
- 耐震改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

### 減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に2分の1(耐震改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類	●耐震基準適合住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②	●扉の性能評価書(該当する場合のみ)
	●増改築等工事証明書 ※③	●耐震改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
	●耐震改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真	●補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類

- 共通事項**
- 改修工事完了日から3カ月以内の申告が必要です。やむを得ない事情がある場合はご相談ください
  - 申告後、税務課による現地調査があります
  - 基本的に同時適用はできませんが、省エネルギー改修とバリアフリー改修の減額措置は、同時に受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください
  - ※①併用住宅は住宅部分が延べ床面積の2分の1以上であること。住宅部分が対象、貸家住宅は対象外
  - ※②申告書は、税務課(市役所1階15番窓口)または市HPから入手可
  - ※③増改築等工事証明書の発行には費用を要し、税の減額分を超える場合があるため、事前に要確認。証明書の発行は、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、建築士事務所に属する建築士が行います